

議案第117号

北上市営住宅条例の一部を改正する条例

北上市営住宅条例（平成9年北上市条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「高齢者等」という。））にあつては第2号から第9号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者又は同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項及び第12条第</p> | <p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の設置については、規則で定める。</u></p> <p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「高齢者等」という。））にあつては第2号から第9号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者又は同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び市長が定める手続に基づきパートナーシップ</p> |

1 項において同じ。) があること。

(2)～(9) [略]

2 前項に規定する高齢者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) [略]

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
ア [略]

イ 同法第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 [略]

の宣誓を行ったパートナー等を含む。以下この条、第9条第3項及び第12条第1項において同じ。) があること。

(2)～(9) [略]

2 前項に規定する高齢者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) [略]

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
ア [略]

イ 同法第10条第1項又は第10条の2（同法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

入居者の資格に関しパートナーシップの宣誓を行ったパートナー等を親族と同様に取扱うこととするほか、所要の改正をしようとするものである。